

特定個人情報保護委員会（第9回）議事概要

- 1 日時：平成26年3月4日（火）13：00～14：30
- 2 場所：特定個人情報保護委員会委員会室（三会堂ビル8階）
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、手塚委員
其田事務局長、松元総務課長
- 4 議事の概要

議題1：特定個人情報保護評価について

事務局から配布資料について説明があった。

阿部委員から「指針において、『行政機関の長等』を『行政機関等』と『地方公共団体等』に分けているが、そのまま使っているところはあるのか」という旨の発言があり、これに対し事務局から「『行政機関等』と『地方公共団体等』の両方を含めて『行政機関の長等』として扱い、第6などで使用している」という旨の発言があった。

阿部委員から「しきい値が重くなった場合には再評価し、公表する必要があるが、逆に下がった場合には、1年の見直しや一定期間後の再実施の際に評価しなおすことになるのか」という旨の発言があり、これに対し事務局から「一定期間後の再実施の際に、ルールどおり評価すれば下がることになる」という旨の説明があった。

阿部委員から「一時的な調査のために確保したファイルについて、特定個人情報保護評価を行うべきか等どのように取り扱うのかルールを決めておく必要がある」という旨の発言があり、今後の検討課題となった。

阿部委員から「番号法第27条の対象ファイル（法定の評価）から重点項目評価、基礎項目評価になったものを除外する規定を設けておいて、それぞれの手続きを規定している構造がわかりにくい」という旨の発言があった。事務局から、「枠組みについて分かりやすい解説を作成したい」という旨の発言があった。

規則及び指針について、原案のとおり了承され、パブリックコメントに付されることとなった。

事務局から「これまで多く寄せられている質問などを中心に指針の解説を作成し、事務局案として委員会ホームページにて提供したい。最終的には委員会で御審議いただいた上で、規則、指針の公表と併せて、委員会版を公表したい」という旨の発言があった。堀部委員長から「パブリックコメントを踏まえて、解説を取りまとめてほしい」という旨の発言があった。

以上